

令和4年5月31日
京丹後市議会事務局

職員の懲戒処分について

- 1 処分理由 信用失墜行為及び職務怠慢（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号該当）

本市において、令和4年10月1日に施行される道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者による運転者の状態確認を同年4月1日より試行的に実施しており、当該職員については、同年5月12日に京都市内への出張に当たり公用車を運転するために、同日市役所内（峰山庁舎）において本市所有のアルコール検知器による血中アルコール濃度の状態確認を行った結果、道路交通法による酒気帯び運転の法令基準値（0.15mg/l）を超えるアルコール分が検出された。

当該職員については、これまでも出勤時におけるアルコールのにおいについて上司から注意を受けたことが数回あり、今回の事案においては、職責上求められるべき自覚を明らかに欠き、出張を取りやめるなど業務にも支障をきたしたものであり、また、同日は自家用車で出勤していた。

これらのことは職員の職の信用を傷つけた行為であり、職務を怠ったものである。

- 2 処分内容 懲戒 減給1月（10分の1）
- 3 処分年月日 令和4年5月31日
- 4 被処分者 議会事務局 議会事務局長 58歳 男性
- 5 議長（任命権者）のお詫びの言葉

議会事務局職員のこの度の行為につきまして、関係の皆様、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。今後このようなことがないよう指導を徹底し、市民の皆様からの信用の回復に一層努めてまいります。

- 6 その他

当該職員は、本日（令和4年5月31日）付けで依願退職

お問い合わせ先
議会事務局 議会総務課長
電話：0772-69-0010